

参考資料

平成23年8月19日
総務省総合通信基盤局

第一種指定電気通信設備制度(平成9年事業法改正)

背景(平成8年答申)

- 電気通信事業法の制定(84年)により創設された接続制度は、接続を義務として規定せず、事業者間協議を前提としていた。
- サービスの多様化が進む中で、フレームリレーサービスや仮想専用網(VPN)サービスのような新サービスの提供を巡って接続協議が難航し、また接続料の対象となる費用範囲についても継続的に協議が行われるなど、事業者間協議を前提とする制度は必ずしも有効に機能しない状況。

制度趣旨(平成8年答申)

- 電気通信サービスの利用者は、加入者回線で事業者のネットワークとつながっており、最終的には加入者回線を経由しなければ、当該利用者にはつながらない構造となっているため、加入者回線を有する事業者は、利用者に対する他事業者からのアクセスを独占している状況。
- このように、**加入者回線を相当な規模で有する事業者のネットワークへの接続は、他事業者の事業展開上不可欠**であり、**利用者の利便性の確保からも**、当該ネットワークの利用の確保が**不可欠**。
- しかし、相当規模の加入者回線を有する事業者は、接続協議において圧倒的に優位に立ち得ることから、事業者間協議により合理的な条件に合意することが期待しにくい構造。**
- したがって、当該ネットワークへの透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保することにより、競争を促進し、かつ、利用者利便の増進を図るため、一般的な接続ルールに加えて、特別な接続ルールとして、(第一種)指定電気通信設備制度の創設が必要。

第二種指定電気通信設備制度(平成13年事業法改正)

背景(平成8年答申)

- 移動体通信事業者は、①基地局間又は基地局と交換局間の伝送路を有していないこと、②移動体通信事業者が扱う通信のほとんどは固定通信事業者との間のものであり、固定通信事業者の依存が高いことから、指定電気通信設備の対象は、当面固定通信事業者に限り、指定電気通信設備の定義は、接続ルールの見直し時に実態を踏まえて見直すことが適当。

制度趣旨(平成12年答申)

- 移動体通信市場で市場支配力を有すると認定された事業者は、多数の加入者を直接収容するため、他事業者は当該事業者との接続を行わなければ、多数の加入者との間で通信を行えないことになるので、当該事業者の設定する接続条件如何によっては市場に参入し、サービスを継続すること自体が困難となる。**
- 当該事業者は、接続事業者との相対関係において強い交渉力を有することになり、交渉上の優位性によって不当な差別的取扱いや原価を上回る接続料が設定されると、接続事業者は市場から容易に排除される可能性。**
- また、一方の側で多数の加入者を収容していないために接続交渉の迅速化のインセンティブが他方の側にしか働かないような状況では交渉自体がともすると遅延し、市場の参入に支障を来す可能性。**
- このような市場からの排除がないようにするための最低限の担保措置として、接続料を含む接続条件に関して透明性をより確保することを基本としたルールとして第二種指定電気通信設備制度の創設が必要。

移動体通信事業者の設備にポトルネック性がないとされた理由(平成12年答申)

- ①移動体通信市場においては、固定網と異なり、**電気通信設備を設置する事業者が地域単位に3以上存在すること**
- ②固定網とは異なり、複数の移動体通信事業者が、**加入者回線を含め自ら設備を構築**しており、かつその設備が**各社遜色なく、全国にエリア拡大**されており、加入者回線を含めたネットワークの代替性が存在していること
- ③移動体通信事業者の加入者や、その扱う通信量が移動体間の通信も含めて増えているが、それでも**移動体間の通信は全体の5分の1以下(99年度)**にとどまっており、また、**固定網が各家庭や事業所への最終通信手段(ラストリゾート)**となっているのに対して、**移動体網は主として個人単位でのオプションな通信手段として普及拡大**しており、**単純な量的な拡がりで見られるよりも移動体のポトルネック性は弱いこと**

■平成13年6月：電気通信事業法改正

・制度導入

○平成14年 2月：NTTドコモ、沖縄セルラー電話の設備を二種指定設備として指定

○平成17年12月：KDDIの設備を二種指定設備として指定

・KDDIの端末シェアが25%を超えたため、同社が設置する設備を二種指定設備として指定

□平成22年3月：「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の策定

・二種指定事業者の接続料の算定方法について、接続料原価から営業費を原則除外するなど、一定のルール化（☞非二種指定事業者についても、ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当）

■平成22年12月：電気通信事業法改正

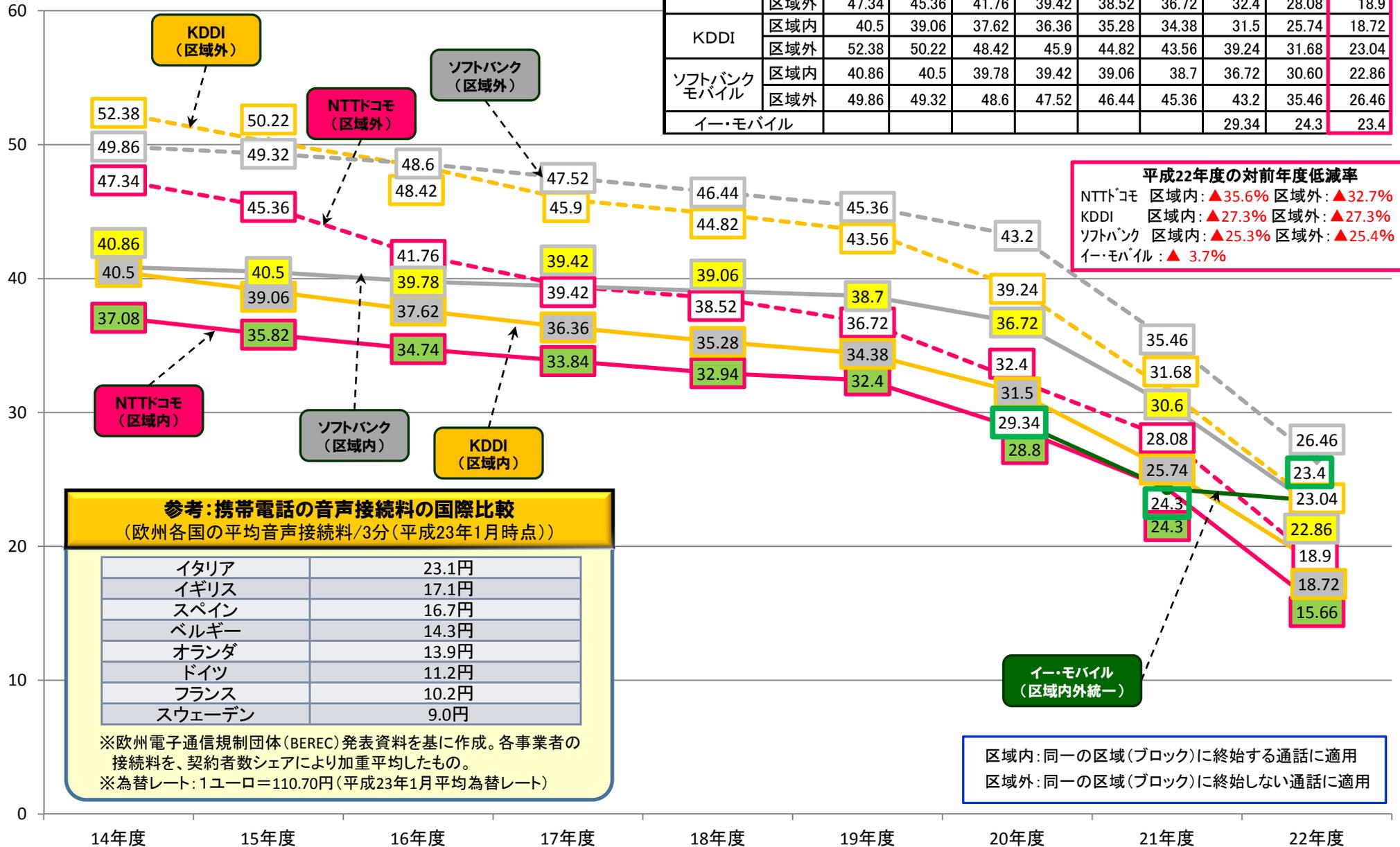
・二種指定事業者に対し、接続会計の整理・公表を義務付け

□平成23年3月：第二種指定電気通信設備接続会計規則制定

・接続会計の整理の方法を規定

携帯電話の音声接続料(3分あたり)の推移

単位:円		H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
NTTドコモ	区域内	37.08	35.82	34.74	33.84	32.94	32.4	28.8	24.3	15.66
	区域外	47.34	45.36	41.76	39.42	38.52	36.72	32.4	28.08	18.9
KDDI	区域内	40.5	39.06	37.62	36.36	35.28	34.38	31.5	25.74	18.72
	区域外	52.38	50.22	48.42	45.9	44.82	43.56	39.24	31.68	23.04
ソフトバンク モバイル	区域内	40.86	40.5	39.78	39.42	39.06	38.7	36.72	30.60	22.86
	区域外	49.86	49.32	48.6	47.52	46.44	45.36	43.2	35.46	26.46
イー・モバイル							29.34	24.3	23.4	23.4



参考: 携帯電話の音声接続料の国際比較
(欧州各国の平均音声接続料/3分(平成23年1月時点))

イタリア	23.1円
イギリス	17.1円
スペイン	16.7円
ベルギー	14.3円
オランダ	13.9円
ドイツ	11.2円
フランス	10.2円
スウェーデン	9.0円

※欧州電子通信規制団体(BEREC)発表資料を基に作成。各事業者の接続料を、契約者数シェアにより加重平均したもの。
※為替レート: 1ユーロ=110.70円(平成23年1月平均為替レート)

区域内: 同一の区域(ブロック)に終始する通話に適用
区域外: 同一の区域(ブロック)に終始しない通話に適用

※平成14年度から第二種指定設備制度に基づく接続約款の届出が行われている。

■ 音声・メール・データ利用

◆ 一般ユーザ・・・東京は高い水準

(音声:122分/月、メール:290通(うち発信115通)/月、データ:16,000パケット/月と仮定)

◆ ヘビーユーザ・・・東京は最も高い水準

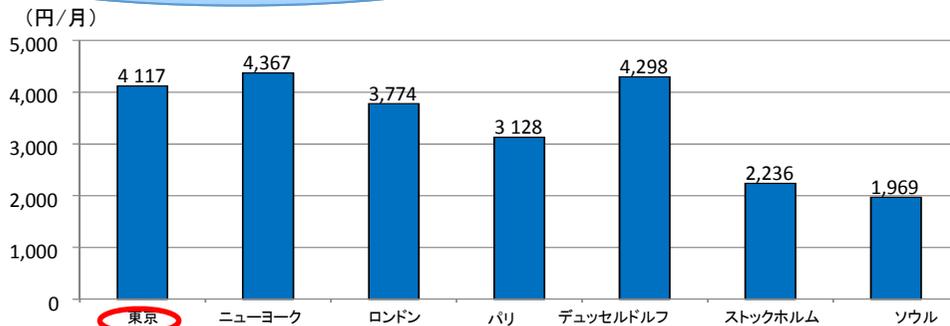
(音声565分/月、メール865通(うち発信340通)/月、データ1,661,000パケット/月と仮定)

※) 音声は「平成21年度電気通信サービスモニターに対する第1回アンケート調査結果」(総務省)、メールは「ケータイ白書2011」(一般社団法人モバイルコンテンツ・フォーラム監修、インプレスジャパン)、データは総務省調査に基づく我が国の利用実態にしたがって設定

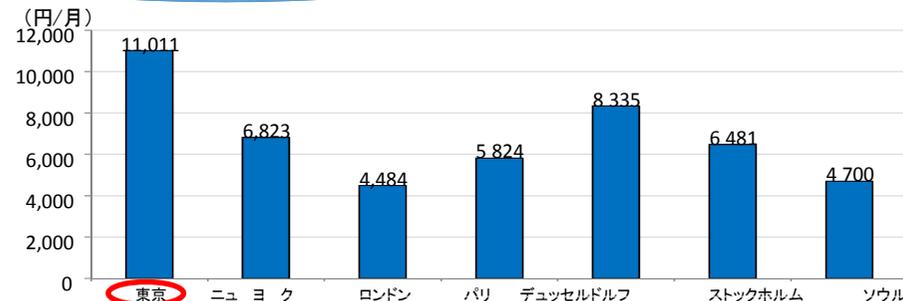
■ データ利用

- ◆ ヘビーユーザに関して、音声の月額基本料金とデータ利用料金が別の料金体系となっている都市において、東京のデータ利用料金は最も高い水準。

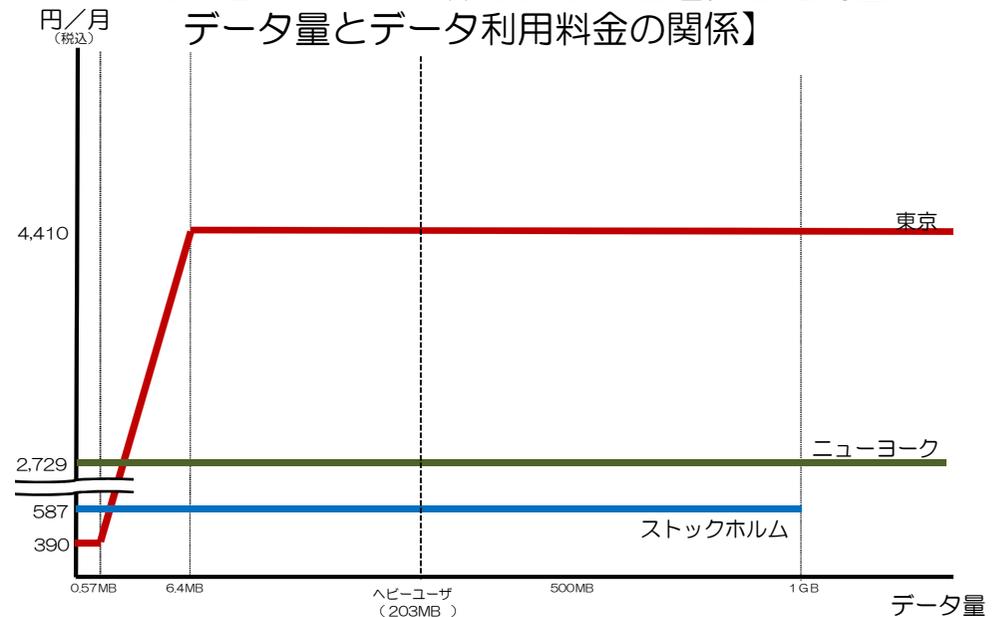
一般ユーザ



ヘビーユーザ



【ヘビーユーザに係るプランを選択した場合のデータ量とデータ利用料金の関係】



※ロンドン、パリ、デュッセルドルフ、ソウルは、比較に用いたプランにおいて、音声の月額基本料金とデータ利用料金を区分していないため、省略。

【出典】平成22年度電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査

- 第二種指定電気通信設備(※)を設置する携帯電話事業者(NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー電話)については、電気通信事業法において、接続約款の作成・届出・公表が義務付けられている。
 ※ 業務区域における端末シェアが25%を超える携帯電話事業者が設置する電気通信設備のうち、総務大臣によって指定されたもの。
- 接続形態が多様化・複雑化する中で、移動網への接続に公正性・透明性を高めることが求められている状況を踏まえ、接続ルール答申(平成21年10月)において、二種指定事業者の接続料算定の適正性・透明性の向上を図るため、以下の取組が求められた。



- 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の策定(平成22年3月)
 携帯接続料の算定方法を明確化(接続料原価から『営業費』の原則除外を明記)。
 ⇒ 適正性の向上
- 「第二種指定電気通信設備接続会計規則」の制定(平成23年3月)
 接続料算定の根拠となる会計整理を義務付け(平成22年度会計から適用)。
 ⇒ 透明性の向上

平成22年度の携帯事業者の接続料(4月に遡及)		音声接続料	対前年度低減率
NTTドコモ (1月24日届出済み)	区域内	15.66円/3分	▲ 35.6%
	区域外	18.90円/3分	▲ 32.7%
KDDI (2月3日届出済み)	区域内	18.72円/3分	▲ 27.3%
	区域外	23.04円/3分	▲ 27.3%

注1：沖縄セルラー電話の接続料はKDDIと同額。 注2：「区域内」は同一の区域(ブロック)に終始する通話(例：東京⇒東京)に適用。
 注3：「区域外」は同一の区域(ブロック)に終始しない通話(例：東京⇒大阪)に適用。

■背景・目的

情報通信審議会答申(平成21年10月)を受け、第二種指定電気通信設備(※)との接続について、接続料の算定方法の明確化等のために策定・公表(平成22年3月)

※業務区域における端末シェアが25%を超える携帯電話事業者が設置する電気通信設備のうち、総務大臣によって指定されたもの

■対象事業者

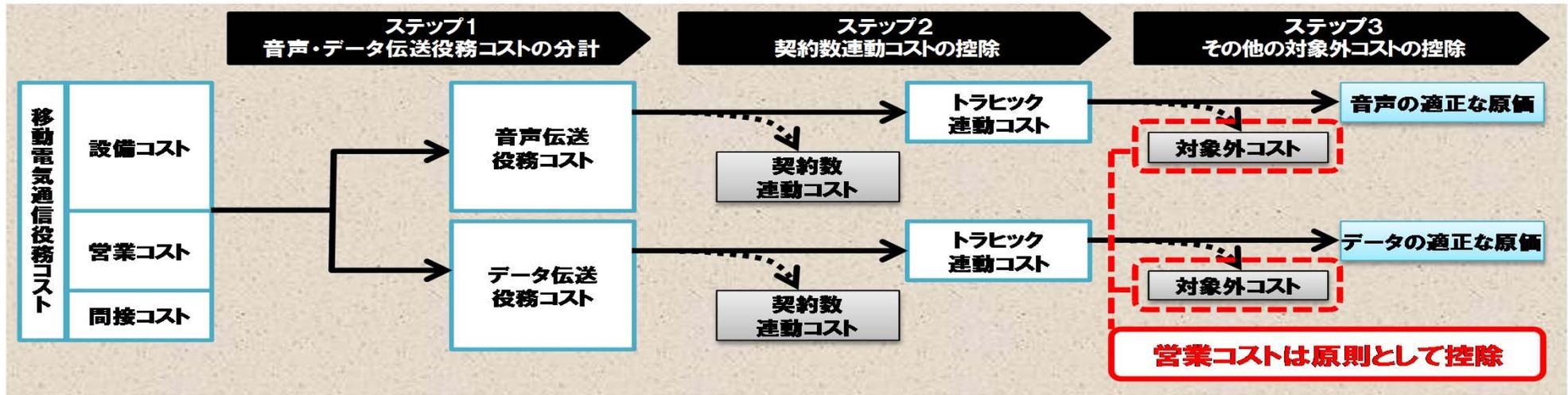
第二種指定事業者(NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー電話)を対象としているが、その他の携帯電話事業者(ソフトバンクモバイル等)についても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当としている。

■接続料の算定方法

1. 基本的な考え方 ☞ 「接続料は、音声・データごとに、「適正な原価」に「適正な利潤」を加え、「需要」で案分した額以内で設定される」旨を明示。

$$\text{接続料} \leq \left(\text{適正な原価} + \text{適正な利潤} \right) \div \text{需要}$$

2. 適正な原価の算定方法 ☞ 算定プロセスを明示。



3. 適正な利潤の算定方法 ☞ 第一種指定電気通信設備制度(NTT東西が対象)と同様の算定式を明示。

$$\text{適正な利潤} = \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税}$$

4. 需要の算定方法 ☞ 音声・データごとに明示。

- 音声の需要 ... 通信経路の違いによる設備の使用の違いを考慮した総通信時間(秒)
- データの需要 ... ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総帯域幅(Mbps)

1. 事案の概要

- 日本通信は、NTTドコモとの相互接続によりMVNO事業を行うことを希望し、協議を実施してきたが、事業者間協議が調わないことから、平成19年7月9日、総務大臣に対して相互接続に係る裁定を申請。

2. 主な争点

- 料金設定の在り方 — 日本通信は「エンドエンド」料金設定を希望。
- 接続料水準 — 日本通信は帯域幅課金を希望。
- 接続等に係る開発費用

3. 裁定の概要

裁定申請事項	日本通信の主張 平成19年7月9日裁定申請	NTTドコモの主張 平成19年7月31日答弁書提出	総務大臣裁定 平成19年9月21日裁定案諮問、同年11月22日答申、30日裁定
1 NTTドコモの区間におけるサービスの内容	日本通信のサービスの提供に必要な範囲内で自然に決定されるもの	ユーザーに対して直接サービスを提供する責任を負うNTTドコモがその内容等を決定すべきもの	○裁定対象とは認められず、裁定を行わない。 なお、ドコモと日本通信は協議を行い、接続協定に基づく接続条件等に従った形でのサービス提供を行うことが求められる。
2 利用者料金の設定	「エンドエンド料金」とし、日本通信が利用者料金を設定	「ぶつ切り料金」	○利用者料金の設定は、「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用者料金設定権を認めるのが相当。
3 エンドエンド料金とする場合の接続料体系	帯域幅当たり定額制課金	仮にエンドエンド料金の場合は、パケット当たり従量制課金	○帯域幅課金(定額制)を採用することが相当。 なお、具体的な接続料金の算定方式については裁定事項4の問題。
4 接続料の金額	適正原価+適正利潤 算定根拠に関する情報開示と詳細な検討が必要	接続料:原価に基づきパケット単位で計算	○細目協議に至っておらず、裁定を行わない。 協議継続に当たっては、算定方式の合理性の検証が求められ、これに代入すべきデータについては可能な限り開示すべき。
5 開発を要する機能、費用負担等	①開発内容・費用が疑問であり、不合理 ②本件開発項目は移動通信事業者が当然具備しておくべきものであるから、NTTドコモが費用負担すべき	本件の開発は日本通信の要望に従うために特別に必要となる開発であり、費用は日本通信が負担すべき	○細目協議に至っておらず、裁定を行わない。 ただし、費用負担については、接続要望に伴う追加コストである以上、原則、日本通信において応分負担すべき。また、通信障害等を起こさず、全利用者が公平に電波の利用を享受できるようにするMNOの責務に留意。 協議継続に当たっては、開発費用の検証に客観性を確保するとともに、その内訳について可能な限り開示すべき。

4. 電気通信事業紛争処理委員会による総務大臣に対する勧告

- 総務大臣においては、本件裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることその他、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じられることを勧告する。

NTTドコモの報道発表資料

報道発表資料

接続事業者との相互接続料に関するあっせんの申請について
<2011年5月18日>

NTTドコモ(以下ドコモ)は、ソフトバンクモバイル株式会社(以下ソフトバンクモバイル)が提案した2010年度適用相互接続料水準について、電気通信事業法第154条 第1項により、本日、電気通信事業紛争処理委員会へあっせんの申請を行いました。

1. あっせんを求める事項

ソフトバンクモバイルが提案した2010年度適用相互接続料水準については、ガイドライン ※1 にのっとって算出したと2011年3月4日に公表されていますが、ドコモとしてガイドライン ※1 に従って算定されたことの検証が必要であると考えており、検証には「ガイドライン ※1 別表第2」の情報が不可欠であるため、その開示についてあっせんを求めるものです。

2. あっせんの申請日

2011年5月18日(水曜)

※1 第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(2010年3月総務省公表)

報道発表資料に記載された情報は、発表日現在のものです。仕様、サービス内容、お問い合わせ先などの内容は予告なしに変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

報道発表資料

接続事業者からのあっせん申請への応諾について
<2011年6月24日>

NTTドコモは、ソフトバンクモバイル株式会社(以下ソフトバンクモバイル)が、電気通信事業紛争処理委員会へ提出した、当社が2009年度以前に適用していた接続料に係るあっせん申請に対し、本日、電気通信事業紛争処理委員会へあっせんの手続きを進めることに応じる旨の回答を行いました。

なお、あっせんの場において、当社の考えをご理解いただくよう努め、ソフトバンクモバイルとの合意形成を図ってまいります。

報道発表資料に記載された情報は、発表日現在のものです。仕様、サービス内容、お問い合わせ先などの内容は予告なしに変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

ソフトバンクモバイルの報道発表資料

電気通信事業紛争処理委員会によるあっせんおよび
総務大臣への意見申出書の提出について

2011年6月9日

ソフトバンクモバイル株式会社
ソフトバンクBB株式会社
ソフトバンクテレコム株式会社

ソフトバンクモバイル株式会社は、2011年5月18日に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが電気通信事業紛争処理委員会(以下、委員会)へのあっせんを申請している件について、第三者である委員会に対して情報を開示することになりました。

あわせて、ソフトバンクモバイル株式会社およびソフトバンクテレコム株式会社は、以下の案件について、電気通信事業法第154条 第1項により、本日、委員会へあっせんの申請を行いました。

案件	事例等	対象会社	提出元
接続料に算入されていた販売奨励金等の営業費の控除について	2009年度以前の各年度に適用していた接続料について、販売奨励金等の営業費を控除した料金に見直し・再精算が必要。	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	ソフトバンクモバイル株式会社

「相互接続指令(97/33/EC)」抜粋

An organization shall be presumed to have significant market power when it has a share of more than 25 % of a particular telecommunications market in the geographical area in a Member State within which it is authorized to operate. (Article 4)

(下線部和訳)

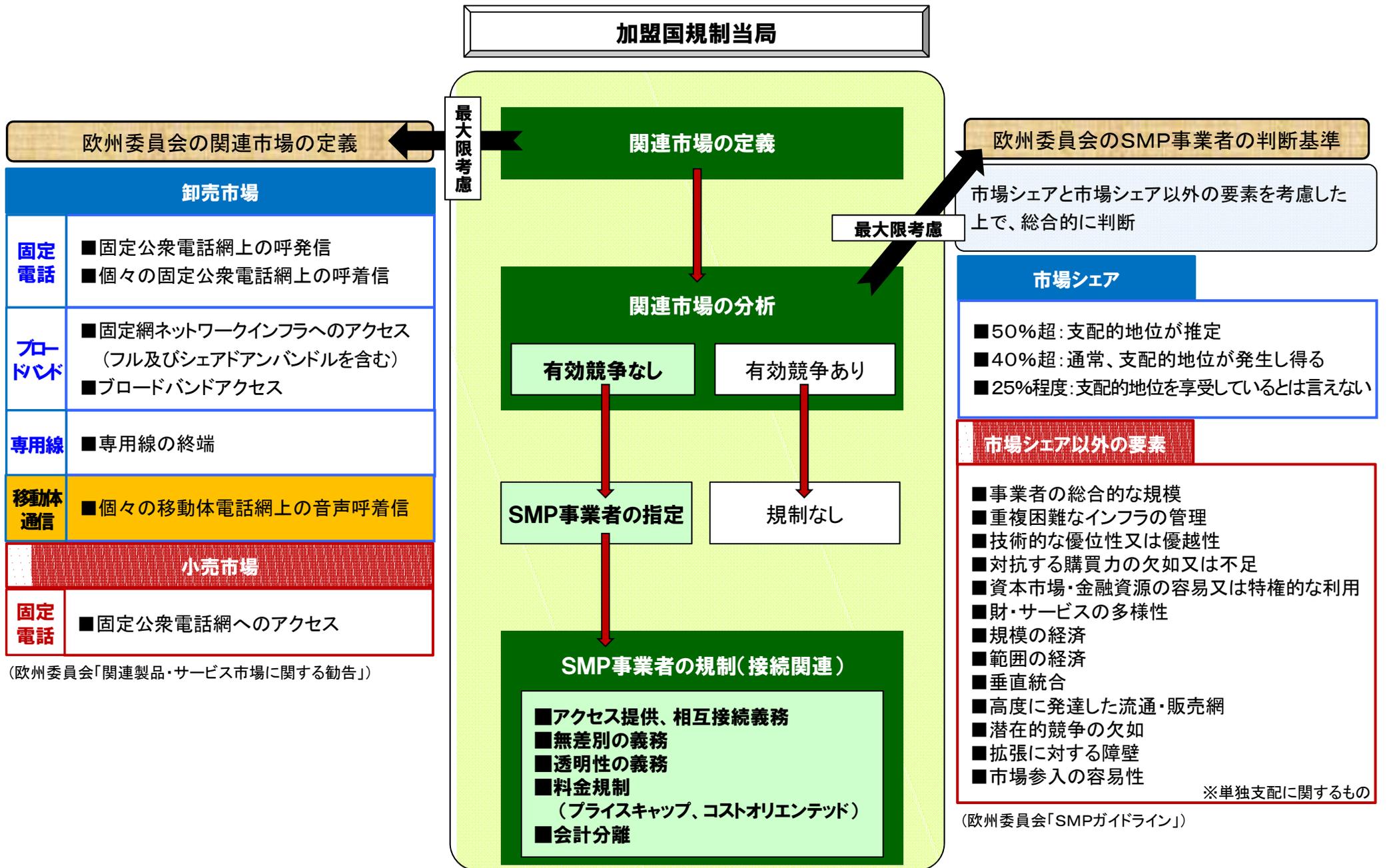
25%超のシェアを持っているとき、事業者は顕著な市場支配力を有すると推定される。

「株式保有、合併等に係る「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」の考え方(企業結合ガイドライン)(平成10年12月21日公正取引委員会)」抜粋

●競争を実質的に制限することとならない場合

企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについては、個々の事案ごとに具体的判断要素を総合的に勘案して判断するが、以下のような場合は、競争を実質的に制限することとは通常考えられない。

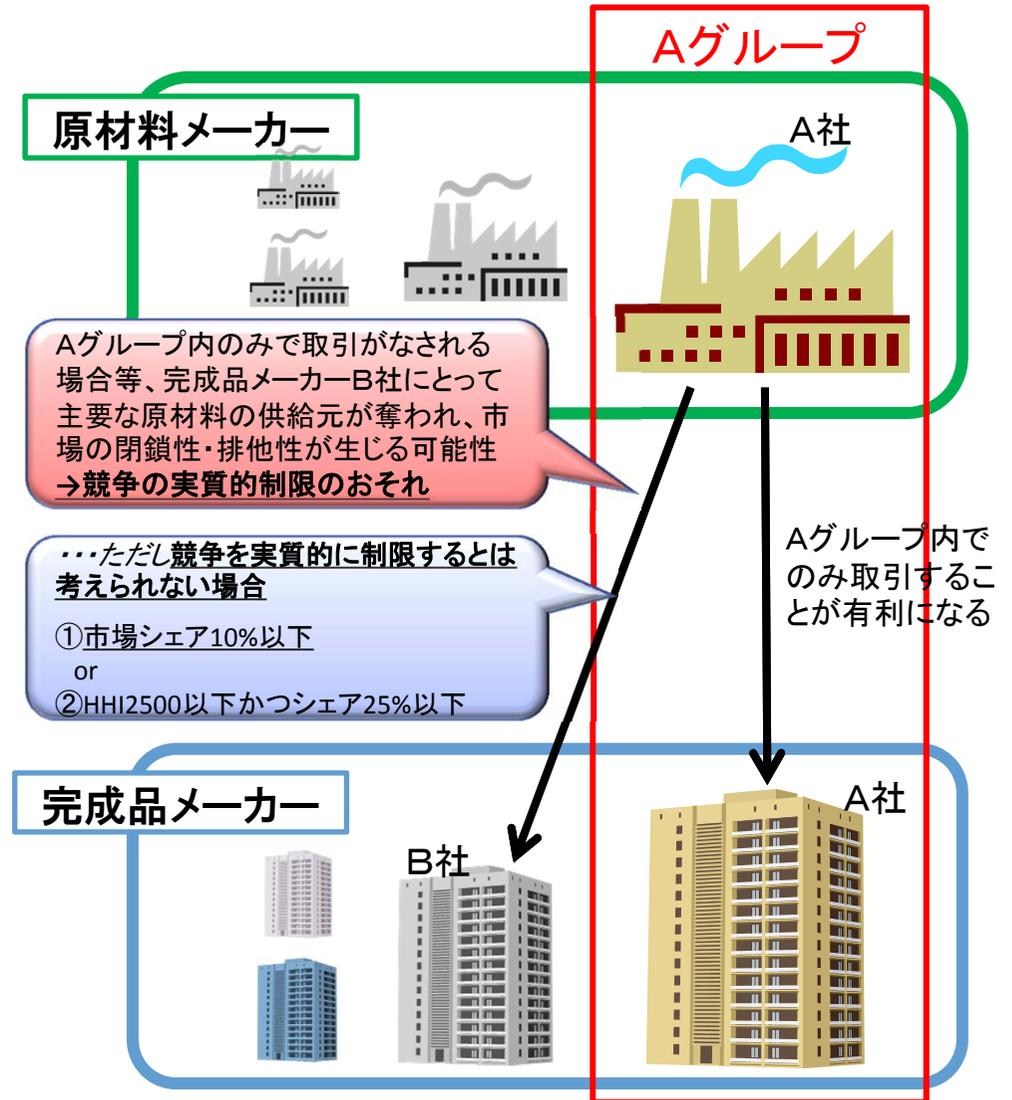
- ・輸入を含め参入は容易であると判断される場合であって、寡占的でない一定の取引分野において、当事会社グループの市場シェアが25%以下であり、かつ、順位が第2位以下である場合



■ 『企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針』では、企業結合後のグループの市場シェアが10%以下であれば、通常、競争を実質的に制限するとは考えられないとされている。

企業結合審査に関する 独占禁止法の運用の指針

垂直型 企業結合	取引段階を異にする会社間の結合 (例)原材料メーカーと完成品メーカーとの間の合併
競争の実 質的制限	グループの市場シェアが大きい場合には、垂直型企業結合によって、グループ間の取引部分について閉鎖性・排他性の問題が生じる結果、当該グループが商品の価格その他の条件をある程度自由に左右することができる状態が現出し得るときがあり、このような場合、垂直型企业結合は、一定の取引分野における競争を実質的に制限する。
競争を制 限するとは 考えられな い場合	<p>①又は②に該当する場合は、競争を実質的に制限するとは考えられない。</p> <p>① 関係するすべての一定の取引分野において、企業結合後のグループの市場シェアが10%以下である場合</p> <p>② 関係するすべての一定の取引分野において企業結合後のグループのHHIが2500以下であって、市場シェアが25%以下である場合</p>



電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日)抜粋

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「ドコモ」という。)に対し、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第35条第1項の規定に基づく電気通信設備の接続に関する協議の再開の命令をしないことは相当である。なお、**電気通信回線設備との接続の重要性にかんがみ、今後についても電気通信事業者において法第32条各号の該当性が慎重に判断され、接続拒否が安易に行われることがないようにすべきものであることを付言する。**

施行規則第23条第1号の該当性(支払の懈怠)

生活文化センターは、データ通信サービス、音声サービス、ショートメッセージサービス及びメールサービスをフルラインで提供するとしており、第1の1のとおり、ドコモに対し6種類の接続を求めている。

これらの接続をすべて実現する場合、同社が接続に関し負担すべき金額のうち月々の網使用料としては、少なくとも約2,196万円が必要であり、また、同社が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金としては、少なくとも約8億円が必要である。

これらの金額は、同社の運転資本等の規模を著しく上回っている。また、同社が提供を予定している電気通信サービスから月々の網使用料を支払うために十分な収益を短期的に得ることができるとは認められない。さらに、同社の資金の調達先等は未定としていることなどから、借入れや増資等の手段により接続に関し負担すべき金額を支払うことができると判断することはできない。

以上のとおり、生活文化センターが求める6種類の接続を行う場合には、当該接続に関し負担すべき金額の支払いを同社が怠るおそれがあることは否定できず、施行規則第23条第1号の該当性は認められる。

→接続に関し負担すべき金額が、請求者の支払能力を超えるとして、接続拒否事由への該当性を認めた

法第32条第2号の該当性(利益の不当な侵害)

電気通信回線設備との接続の重要性にかんがみ、法第32条第2号の「利益を不当に害するおそれ」に係る該当性を認める場合は、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できることが求められる。

ドコモは、旧平成電電代表取締役社長と密接な関係がある生活文化センターと接続した場合、旧平成電電の被害者団体からの非難や社会からの風評被害を受けブランドイメージが大きく損なわれること及び生活文化センターが勧誘した代理店からの苦情や損害賠償の申立てが行われることにより、ドコモの利益を不当に害するおそれがあると主張している。

当該主張については、生活文化センターと旧平成電電代表取締役社長が一定の関係性を有することは認められるが、同社長が関係する企業や主導する企業と取引をしている他の企業がドコモの主張するような風評被害を受けたなどの事実は示されていないこと及び生活文化センターの代理店の応募については決定されたものではなく、現在、ドコモが指摘した同社ホームページでの代理店募集は行われていないことから、現状では、ドコモが生活文化センターからの接続請求に応じることをもってドコモに相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できる事実があるとまでは認められない。

以上のとおり、現状においては、本件接続によりドコモの利益が不当に害されるおそれがあると認めることはできず、法第32条第2号の該当性を認めることはできない。

→相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できる客観的な事実があるとまでは認められないとして、接続拒否事由への該当性を認めなかった

■ 国によって対応は様々だが、ほとんどの国でユーザの希望によりロック解除が可能な仕組みとなっている。

	SIMロック解除に係る規制	契約時の ロック	ロック 解除	解除条件
SIMロック解除義務を課している国				
フランス	ロック可能期間：6ヶ月 以降は無料で解除 (05/12) ※事業者間合意でロック期間を3か月に短縮 (10/09)	○	○	いつでも解除可 3か月以内の解除は手数料要 (€60-120)
イタリア	ロック可能期間：18ヶ月 以降は無料で解除 9か月目以降の解除は手数料は端末補助金の50%以下 (06/03)	○	○	18か月以内の解除は手数料要
韓国	2GHz帯利用の3G端末は全て解除 (08/07)	○	○	いつでも解除可 手数料無料
SIMロック解除に係る規制がない国				
米国	—	○	○	T-Mobile：40日以降 AT&T：90日以降解除可能 手数料なし
ドイツ	—	○	○	いつでも解除可 24ヶ月以内の解除は手数料要 (€99-100)
SIMロック解除義務を撤廃した国				
イギリス	SIMロックの設定を規制するガイドライン (98/07) 上記ガイドラインを撤廃 (02/11) (SIMロックが利用者に与える影響が明確でないままの規制維持は不相当との理由)	Vodafone/O2 ○ Orange/T-Mobile ×	○	Orange：3ヶ月以降解除可 手数料要(£20.42) T-Mobile：いつでも解除可 手数料要(£15)